

# 高的能力カメラ 簡単入手



小型カメラを悪用した盗撮が後を絶たない。4月には、県東部の高校で女子生徒を盗撮した元非常勤講師の男性(36)が書類送検された。小型カメラは高性能化し、誰でも簡単に手に入る。「いつ、どこで盗撮されるか分からぬ時代」(専門家)と言えるが、盗撮を規制する法令は軽犯罪法と各県条例しかなく、規制内容の不十分さも指摘されている。(森田啓文)

元講師の盗撮が発覚したのは2月14日の授業中。生徒が立つ発表用の台に小型の無線カメラを仕掛け、教室内のビデオデッキで受信、映像を録画していた。警察が押収したビデオテープには女子生徒の顔や下着が鮮明に映っていたという。台はビールケースを

同校で「情報」を教えていた。学校の調べに、1月中旬から盗撮を繰り返していたことを認め、発覚した翌日の2月15日に自主退職。4月23日に書類送検されたが、1週間後、不起訴(起訴猶予)となつた。

## 書類送検元講師

### すべて失った

元講師は不起訴後、本紙の取材に応じた。主なやり取りは次の通り。

——盗撮した映像は。

「映っていることを確認した程度で、複製したり、編集したりはしていない」

——なぜ盗撮を。

「前にも秋葉原を訪れた時、そういうカメラが売られていると知った。ネジに擬装したカメラを見つけ、『使える』と思い

「うまく説明できない。

——きつかけは。

「2台。1台目は盗撮

——盗撮カメラは何台

「2台で確認した。それを

タードで確認した。それを

生徒に見つかって

「生徒や関係者に本当に申し訳ないことをし

た。家族や親せき、友人にも自分の行為が知ら

れていないか心配で、何

悔している」

法が追いつかない

全国盗撮犯罪防止ネットワ

ークの黒木昭雄・副代表の話

は進化しているのに、法整備

が追いついていない。性能の盗

撮全般を規制する『盗撮防止

法』の制定を急ぐべきだ

# 盗撮



▲ネジやボタンに擬装した小型カメラ(東京・秋葉原で)

# 巧妙化

る店が数多くあった。ネジ形を始め、ボタン、携帯電話、ネクタイ、たばこ、ヘッドホン……。精巧に擬装され、自分の隣で撮影されても気付きそうにない。値段は

1万~数万円。「防犯カメラ」と表記され、高画質・高性能をうたっている。

ほとんどの店が取材を拒否するなか、応じた店の男性は「実際に防犯の役に立つている。盗撮犯のせいで防犯カメラが悪者扱いされるのは迷惑」と不満そうに語った。だが、中には堂々と「盗撮用」と表示して売っている店もある。

一方で、「校門に監視員が立つ」と話した。そんなカメラが本当に売られているのかが本当に売られているのか

## 規制「公共の場」に限定

半信半疑で東京・秋葉原に足を運んだ。屋台のような小さな電器店がひしめく駅前の雑居ビルには、様々な「カムフラージュ型カメラ」を並べ

犯罪法と各都道府県条例だ。県警は今回も、ほかの盗撮と同じく、盗撮と同様に県迷惑行為防止条例を適用した。条例では「公共の場所・乗り物」での盗撮を禁じ、違反者に懲役6年以下または50万円以下の罰金を科す

県警が検察や県の法制担当

と協議して定めた条例の取り扱いでは、公共の場所を「不特定または多数の一般人が自由に入り出しうる場所」と規定。同時に「不特定多数の出

入りが制限され、自由な一般

の利用ができないれば公共の場所とは言えない」とする。

これに対し、県警は「盗撮

場所を『学校』としてとらえ、

学校には業者など不特定多数

が出入りするので、県条例を

適用した」と説明。「盗撮は

信頼を裏切り犯行に及んで

おり看過できないと判断し、

書類送致した」としている。

一方で、「校門に監視員が

いて自由に入り出しができない場

合はどうなるのか。法律の専

門家でも解釈が分かれる微妙

な問題」と認める検査幹部も

いる。別の幹部は「処罰でき

る盗撮と処罰しにくい盗撮が

あるという矛盾が検査現場に

生まれている。これを機に、

法のあり方を改めて考えてほ

しい」と話す。

か「私的な空間」かは関係な

いはず。盗撮カメラが高性能

や心の傷の大きさを考え

るが、盗撮場所が『公共の場所』